

## 宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定 平成21年11月 6日  
一部改正 平成21年12月11日  
一部改正 平成24年12月20日  
一部改正 平成 年 月 日

（目的）

### 第1条

宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、宇都宮交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

#### 第4条

協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 栃木運輸支局長
- (2) 関係地方公共団体の長
  - ① 栃木県知事又はその指名する者
  - ② 宇都宮市長又はその指名する者
  - ③ 鹿沼市長又はその指名する者
  - ④ 下野市長又はその指名する者
  - ⑤ 上三川町長又はその指名する者
  - ⑥ 壬生町長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
  - ① 一般社団法人 栃木県タクシー協会長
  - ② 関東交通株式会社 代表取締役社長
  - ③ 有限会社陽西タクシー 代表取締役社長
  - ④ 石橋タクシー株式会社 代表取締役社長
  - ⑤ 平和タクシー有限会社 代表取締役社長
  - ⑥ 栃木県個人タクシー協会長
- (4) 労働組合等
  - ① 栃木県ハイタク労働組合連絡会を代表する者
- (5) 地域住民
  - ① 宇都宮商工会議所事務局長
  - ② 鹿沼商工会議所事務局長

#### (6) 学識経験者

- ~~(6)~~ (7) その他協議会が必要と認める者
- ① 栃木県警察本部交通部交通規制課長  
栃木県警察本部交通部交通指導課長
  - ② 栃木労働局労働基準部監督課長

③ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室企画調整課長

2 協議会は前項の(1)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出するものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。

9 協議会は、協議会構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 栃木運輸支局長が合意していること。

② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
  - ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
  - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
  - ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
- (3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
  - ② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
  - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
  - ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
  - ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法をもって決することとする。
- 11 協議会は、地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。
- 13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

## 第6条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 11 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 12 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 県南交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成21年11月 6日  
一部改正平成22年 1月19日  
一部改正平成24年12月20日  
一部改正平成 年 月 日

### （目的）

#### 第1条

県南交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、県南交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

### （定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

### （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な

#### 協力の要請

- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法  
② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

#### 第4条

協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 栃木運輸支局長  
(2) 関係地方公共団体の長  
① 栃木県知事又はその指名する者  
② 小山市長又はその指名する者  
③ 栃木市長又はその指名する者  
④ 佐野市長又はその指名する者  
⑤ 足利市長又はその指名する者  
⑥ 岩舟町長又はその指名する者  
⑦ 野木町長又はその指名する者  
(3) タクシー事業者等  
① 一般社団法人栃木県タクシー協会長  
② 佐野合同自動車株式会社 代表取締役社長  
③ 栃木交通有限会社 代表取締役社長  
④ 足利タクシー有限会社 代表取締役社長  
⑤ 小山合同タクシー株式会社 代表取締役社長  
(4) 労働組合等  
① 栃木県ハイタク労働組合連絡会を代表する者  
(5) 地域住民  
① 栃木商工会議所を代表する者  
② 佐野商工会議所を代表する者

#### (6) 学識経験者

- (6) (7) その他協議会が必要と認める者  
① 栃木県警察本部交通部交通規制課長

栃木県警察本部交通部交通指導課長

② 栃木労働局労働基準部監督課長

③ 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社総務部企画室企画グループ副課長

2 協議会は前項の(1)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出するものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会には事務局を設置する。

6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。

9 協議会は、協議会構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 栃木運輸支局長が合意していること。

② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所

に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法をもって決することとする。

11 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 11 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 1 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 塩那交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）

制定平成21年11月 6日  
一部改正平成22年 1月27日  
一部改正平成24年12月20日  
一部改正 平成 年 月 日

（目的）

### 第1条

塩那交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、塩那交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を営業者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

#### 第4条

協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(7)は、同第2項に規定する構成員。

- (1) 栃木運輸支局長
- (2) 関係地方公共団体の長
  - ① 栃木県知事又はその指名する者
  - ② 那須塩原市長又はその指名する者
  - ③ 矢板市長又はその指名する者
  - ④ 大田原市長又はその指名する者
  - ⑤ さくら市長又はその指名する者
  - ⑥ 那須烏山市長又はその指名する者
  - ⑦ 那須町長又はその指名する者
  - ⑧ 塩谷町長又はその指名する者
  - ⑨ 那珂川町長又はその指名する者
  - ⑩ 高根沢町長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
  - ① 一般社団法人栃木県タクシー協会長
  - ② 株式会社烏山観光タクシー 代表取締役社長
  - ③ 黒磯観光タクシー株式会社 代表取締役社長
  - ④ 塩原自動車株式会社 常務取締役
  - ⑤ 有限会社誠タクシー 専務取締役
- (4) 労働組合等
  - ① 栃木県ハイタク労働組合連絡会を代表する者
- (5) 地域住民
  - ① 矢板市商工会を代表する者

#### (6) 学識経験者

- (6) (7) その他協議会が必要と認める者
  - ① 栃木県警察本部交通部交通規制課長  
栃木県警察本部交通部交通指導課長

- ② 栃木労働局労働基準部監督課長
- ③ 黒磯観光協会長
- ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室企画調整課長

2 協議会は前項の(1)～(5)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(6)～(7)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等(事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。)に申し出するものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議の構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

#### (協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
- 9 協議会は、協議会構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。  
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

##### (1) 会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

##### (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 栃木運輸支局長が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数で

あること。

- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、(1)の議決方法をもって決することとする。

11 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。

12 13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

## 第6条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 11 月 6 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 1 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 12 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。